

## 中華人民共和國商標法（改正草案）に関する意見

番号	該当箇所	意見内容	理由
1	<b>第十八条</b> 使用を目的とせず、明らかに通常の生産経営の必要性を超えて商標登録出願をしたものについては、登録をしない。 欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願をしてはならない。	現行法の第4条と同様に、「商標審査審理指南」にて、第18条を防衛目的の出願には適用しない旨を明記していただきたい。	出願人が防衛目的で行った商標出願については、本条項が意図する悪意のある商標出願とは区別されるべきと考えるため。
2	<b>第七十条 第三項</b> 登録商標を、ただ提供される商品の用途、適用対象、適用シーン等の情報を指示するため、又は真正な出所を明示するために使用するとき、登録商標の専用権者は、容易に混同を生じさせる場合を除き、他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。	「提供される商品の用途、適用対象、適用シーン等の情報を指示するため」の部分について、不正な目的で商標を使用する者が抗弁としてこの規定を利用し、商標権者の不利益になることがないように運用されることを要望する。本条に関するガイドライン等を通じて、「容易に混同を生じさせる場合」を狭く解釈せず、商標権者の不利益になる使用や不当な使用については本条が適用されない旨を周知いただきたい。 (例えば、互換品メーカーが自己の製品を純正品メーカーの製品に見せるために純正品メーカーの商標を使用することについて、この規定を根拠とした「商品の用途を指示するため」といった主張が認められないように運用していただきたい。)	不正な目的で本条項が利用され、商標権者の不利益になることを防ぐため。
3	<b>第三十五条</b> 初歩査定及び公告された商標について、公告の日から2ヶ月以内に、この法律の第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条の規定に違反していると先行権利者、利害関係者が判断したとき、又はこの法律の第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十四条の規定に違反していると何人が判断したときは、国务院の商標管理部門に異議を申し立てることができる。公告期間を満了しても異議申立がなかったときは、登録を許可し、商標登録証を交付し公告する。	異議申立の期限について、公告日から3か月→2か月に短縮されているが、現行の3か月を維持していただきたい。	検討時間が短くなるという不利益が考えられるため。

## 关于《中华人民共和国商标法（修订草案）》的意见

序号	修订草案条款	意见内容	理由
1	<b>第十八条</b> 不以使用为目的，明显超出正常生产经营需要申请商标注册的，不予注册。 不得以欺骗或者其他不正当手段申请商标注册。	与现行法第四条相同，希望在《商标审查审理指南》中明确规定本草案的第十八条不适用于以防御目的的申请。	申请人以防御目的提出的商标申请，应当区别于本条款所指的恶意商标申请。
2	<b>第七十条 第三款</b> 仅为指示所提供商品的用途、适用对象、应用场景等信息或者表明真实来源，使用相关注册商标的，注册商标专用人无权禁止他人正当使用，但容易导致混淆的除外。	关于“为指示所提供商品的用途、适用对象、应用场景等信息”这一部分，希望在实施过程中，不允许以不正当目的使用商标的人利用本规定作为抗辩理由来损害商标权人的利益。对于“容易导致混淆”不作狭义的解释，通过本条相关指南等，向社会告知本条不适用于损害商标权人利益的使用和不当使用情形。 （例如，替换品厂商为把自己的产品看起来像原厂产品而使用原厂商标的，希望在实施时，以本规定为依据主张“商品的用途”时不予以采纳。）	为防止本条款被用于不正当的目的，从而损害商标权人的利益。
3	<b>第三十五条</b> 对初步审定公告的商标，自公告之日起二个月内，在先权利人、利害关系人认为违反本法第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条第一款、第二十三条规定的，或者任何人认为违反本法第十五条、第十六条、第十七条、第十八条、第二十四条规定的，可以向国务院商标管理部门提出异议。公告期满无异议的，予以核准注册，发给商标注册证，并予公告。	关于提出异议的期限，由自公告之日起三个月内缩短至二个月内，希望维持现行法三个月的期限。	因为考虑到审议时间变短这一不利影响。